

第3章

フィリピンの司法化

知花 いづみ・今泉 慎也

はじめに

違憲審査制は、19世紀にアメリカ連邦最高裁判所で確立された制度で、いまや世界の憲法の約8割が違憲審査制に関する規定を有する（Ginsburg 2003）。フィリピンが受容したアメリカ型違憲審査制は、19世紀に判例法として形成されたもので、個別具体的な事件に付随して、立法や行政機関の行為の合憲性を審査するものである。フィリピンでは最初の1935年憲法において明文化され、フェルディナンド・マルコス政権期の1973年憲法、そして現行の1987年憲法へと引き継がれた。とくに民主化以降、フィリピン最高裁判所は違憲審査権を積極的に行使し、政府が進めようとする政策に必要な立法や行政措置を違憲と判断する事例が増加したことから、政府と司法との対立が鮮明になった。この点については、個々の判断の妥当性が問題にされるだけでなく、より根本的な問題、たとえば、民意に基づく機関でない裁判所が、選挙された政府の決定を覆すことや、あるいは経済の専門家ではない裁判官が経済政策を判断することの是非を問う議論も生じた（知花 2005）。

他方、司法府の政治的な影響力は違憲審査権の行使の場面だけにとどま

らない。1986年以降、最高裁判所は、政治危機が生じるたびに新しく成立した政権の正統性を保障する役割も果たしてきた。1986年のエドサ革命によって政権の座についたコラソン・アキノの大統領就任宣誓が、最高裁判所長官の立会いのもとで執り行われたことはその最たる例であろう。

2001年の政治危機においても、最高裁判所は同様の役割を果たした。これは当時のジョセフ・エストラダ大統領の政治献金疑惑が大統領弾劾発議へと進展したものである。弾劾審理は混迷し、最終判決に至らなかったが、曖昧なままに不正が見過ごされることに不満を抱いた民衆による抗議デモを受けて、エストラダは大統領としての職務を継続できなくなり、当時副大統領であったグロリア・マカパガル・アロヨが憲法の規定に則り大統領に昇格した（第1章参照）。

アロヨの大統領就任宣誓もエドサ革命のときと同様にヒラリオ・ダビデ（Hiralio Davide Jr.）最高裁判所長官の立会いのもとで行われ、再び法の番人である最高裁判所が新政権の正統性を保障する構図が市民に示された。しかしながら、政権発足当初は、マニラ首都圏で将校らによるホテル立て籠もり事件が起こるなど、アロヨの大統領昇格に対する抗議行動が頻発した。また、エストラダ自身も、自分がまだ大統領職にあることの確認を求めて最高裁判所に訴え、民衆蜂起による公職追放に関する法的な制裁措置が憲法には規定されていないことを理由に、アロヨの大統領昇格は憲法に違反すると主張した。しかし、最高裁判所はエストラダが実質的に辞任した状態にあったため、アロヨが憲法規定に従って大統領に就任したとしてその訴えを棄却し、アロヨの大統領就任を認める判断を示した。また、最高裁判所は判決のなかで、コラソン・アキノ政権は革命政権であるとの認識を示す一方、アロヨ政権は憲法手続に従って成立したと認定し、革命政権としての性格を認めなかった（村山 2003）¹⁾。

政治過程や政策形成に司法が与える影響が拡大していく現象は、「政治の司法化」（Judicialization of Politics）と呼ばれる（玉田 2017）。司法化をめぐる研究には、民意に基づく政府に対して民主的基盤を欠く裁判所が優位

1) 「エストラダ対デシエルト」事件（Estrada v. Desierto, G.R. 146710-15, March 2, 2001）。

するのをどう理解するか（「反多数派支配主義の難点（Counter-Majoritarian Difficulty）」と呼ばれる）、さらには立憲主義と民主主義の緊張関係をどうとらえるかといった根本的な問題も含まれる。

先行研究はフィリピンの司法化を理解するためのいくつかの理論を提供する。東アジア諸国の憲法裁判所を検討したギンズバーグは、司法の権限強化（empowerment）が進む理由を説明するために保険理論（insurance theory）を提示した。それによると、将来、権力を失うことを予想する権力者は自らの権力が失われた後の自己利益を守るために、司法の権限強化を試みるとされる（Ginsburg 2003）。また、ハーシュルは政治エリートにとっては、司法エリートの権限強化は必ずしも自分の利益侵害につながるものではなく、自らの覇権の維持につながる可能性もあり得ると説く（hegemony preservation thesis）（Hirschl 2004）。フィリピンの憲法学者ガトマイタンは、ギンズバーグの保険理論は見立てを少し変えることでフィリピンの状況によくあてはまると主張する。ガトマイタンは、1987年憲法の起草者は、選挙によって政治にかかわろうとした人たちではないことを指摘し、むしろ将来選挙によって選ばれる政治家によって1987年憲法に具現化されたエドサ革命がめざした社会改革の理念が骨抜きにされることを危惧して、司法にその番人としての役割を期待したのだと説明する（Gatmaytan 2011）。

1987年憲法の起草過程においては、司法府の独立性の確保と司法によるほかの2権力のチェック機能の強化が重視された。背景にはマルコス権威主義的体制下において、司法が必ずしも法の番人としての役割を果たさなかったという教訓がある（知花 2005）。1987年憲法のもとで高い独立性を保障された最高裁判所は、積極的に違憲審査権を行使する傾向にあった。たとえば、1990年代のフィデル・ラモス政権期には、政府の経済自由化政策に必要な立法を無効とする司法判断が出された（知花 2005）。それまでフィリピン最高裁判所では、政治に委ねられるべき領域については司法判断を控える「政治問題の法理」（political question doctrine）の適用が認められていたが、1987年憲法のもとではその適用範囲は著しく縮減された（Tan 2009）。このほかに、憲法改正発議や和平交渉関連の覚書の有効性など、政治的に重要な事項に対して司法判断が示された事例もある（本書第

1 章、第 4 章参照)。

他方、ギンズバーグは、司法の影響力の拡大にともない、司法に対する政治からの圧力が高まる可能性を指摘する (Ginsburg 2003, 77-81)。裁判官による司法判断に不満を抱く政府やほかのアクターは、不本意ながらも粛々と判決を受け入れるとは限らず、それを無視するだけではなく、積極的な立法によって司法判断の方向性に変更を加えようと試みることもある。政治家は、裁判官の任命過程への関与を深め、弾劾裁判による罷免などの手段で司法の力を弱体化させることもできる。これらはすでにフィリピンにおいてみられる現象であり、後述するように、2011年には弾劾裁判によって最高裁判所長官が罷免された。

本章は、フィリピン最高裁判所によって違憲審査制が拡大した制度基盤の概要と、それに対して政治の側からどのような反応が生じているかという 2 つの側面から、フィリピンの司法化を読み解こうとするものである。第 1 節では、違憲審査制に関する 1987 年憲法の制度設計を検討するほか、最高裁判所が法解釈を通じて、たとえば納税者たる地位など訴訟の間口を幅広く認定できるような判例理論を生み出すことで、司法審査の対象範囲が拡大されてきたことに焦点を当てる。第 2 節では、司法の影響力の拡大に対して、政治の側から司法をコントロールしようとする動きが強まることの事例として、アロヨ政権下における最高裁判事任命とその後のベニグノ・アキノ III 政権における最高裁判所長官に対する弾劾事件について考察する。

第 1 節 フィリピンにおける違憲審査制の基盤

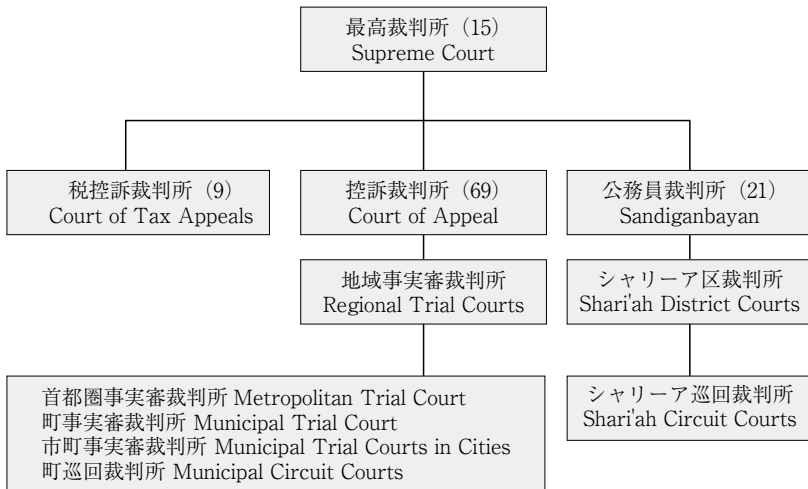
1-1 1987 年憲法の制度設計

(1) 司法の義務

司法権は、最高裁判所および法律により設置される下級裁判所に属する (憲法 8 条 1 節)。これは 1935 年憲法および 1973 年憲法の規定と変わらない。

司法府は、最高裁判所を頂点とする 4 つの層から構成される (図 3-1

図3-1 フィリピン司法機構図



(出所) 筆者作成。

(注) 上位裁判所についてはカッコ内に裁判官の定数を示した。

参照)。最高裁判所を第4層とすると、控訴裁判所 (Court of Appeals)²⁾ とそれと同格の租税控訴裁判所、公務員裁判所のサンディガンバヤン (Sandiganbayan)³⁾ が第3層に該当する。事実審裁判所は、第2層に当たる地域事実審裁判所 (Regional Trial Courts) と、第1層に当たる首都圏事実審裁判所 (Metropolitan Trial Courts)、市事実審裁判所 (Municipal Courts in Cities)、町事実審裁判所 (Municipal Trial Courts) に分けられる。このほかイ

2) 控訴裁判所は1935年に創設された (Commonwealth Act No. 3)。1980年司法改組法 (Judiciary Reorganization Act: BP129) では、名称が「中間上訴裁判所」 (Intermediate Appellate Court) に変更されたが、1986年改正で元の控訴裁判所に名称が戻された (EO33, 1986)。控訴裁判所は、裁判所長 (presiding justice) および68人の陪席裁判官 (associate justice) により構成され、いずれも大統領により任命される (同法3節)。

3) サンディガンバヤンは、汚職など公務員による犯罪を含む刑事事件を扱う反汚職裁判所である。サンディガンバヤンは、マルコス政権下の1973年憲法に基づき設立され、1987年憲法でも維持・強化された (11条4節) (村山 2002, 136)。その組織・権限については、1978年の大統領令1066号およびその改正法により定められる。サンディガンバヤンは、裁判長および14人の陪席裁判官で構成される (同法1節)。

スラーム法（シャリーア）を適用するシャリーア裁判所（Shariah Courts）が司法府の一部として存在する。

最高裁判所は、首席裁判官（Chief Justice 以下では長官）と14人の陪席裁判官（Associate Justices）により構成される。なお、憲法は両者をあわせて成員（Members）という呼称を用いるが、本書では判事を用いることとする。最高裁判所は、大法廷または小法廷（3人、5人もしくは7人の裁判官で構成）により裁判を行う（8条4節1項）。

旧憲法の1973年憲法と比較した場合、現行憲法における違憲審査制はどのような制度設計上の特徴をもつのであろうか。まず注目すべき点は、司法権の内容を明確にする規定が新たに設けられたことである。憲法は、「司法権には法的に請求可能かつ執行可能な権利を含む現実の争訟を解決し、政府の各部門または関連機関の側の管轄権の欠如または踰越に相当する重大な裁量権の濫用の存否を判断する司法裁判所の義務を含む」（8条1節）と定める。この規定は、アメリカ法に由来する事件・争訟性（cases and controversies）の要件または司法判断可能性（justifiability）を表明するものである。フィリピンはアメリカで発展した違憲訴訟に関する判例理論を多く受け継いでおり、争訟性の具体的な要素として、原告適格ないしは訴えの利益、事件の成熟性（ripeness）、ムートネス（mootness）といった諸要件も取り込まれた。

司法権に関する規定の画期的な点は、司法判断が裁判所の「義務」として再定義されたことにある。この規定の意義は、第1に、執行府や立法府の権限にかかわる事項についても、違憲問題が提起されるかぎり、それに対して違憲審査を行うことが憲法の番人としての裁判所の義務であるとして、裁判所が積極的に違憲審査権を行使する理論的支柱となっており、実際に判決のなかでも義務であることがしばしば言及されてきた。それを端的に示すのが、政治問題の法理の縮減であろう（Tan 2009）。この法理は権力分立制に基づくものであり、議会、大統領または政治過程（つまり人民）に委ねられるべき問題について司法がその判断を控える根拠とされてきた。しかし、1987年憲法のもとで最高裁判所は、かつてならば立ち入らなかった領域についても、憲法規定に抵触する問題が存在するかぎり、義

務として司法判断を示した。

さらに、フィリピン最高裁判所は、違憲審査が「義務」であることを背景に、違憲審査権の行使の前提となる原告適格などの要素についても「リベラルな解釈」を主張する。もっとも、原告適格の緩やかな解釈、たとえば、市民、納税者たる地位に基づく訴えを認めることは、アメリカの判例のなかにも見出すことができるが、1987年憲法下において最高裁判所はそれを格段に広げる傾向が顕著である（Tan 2009）。たとえば、最高裁判所は扱われる争点が「超越的重要性」（transcendental importance）を有する場合、争訟性ないしは司法判断可能性にかかわる諸要素を技術的な問題にすぎないとして、訴えを認めることもある（Tan 2009, 888-893）。これについては後述する。

(2) 違憲判断の要件

1987年憲法の制度設計としてもうひとつの注目すべき点は、違憲判決を出すために必要な同意する裁判官の人数の要件を緩和したことにある。憲法は、①「条約、国際協定もしくは行政協定または法律の合憲性にかかわるすべての事件」、②「大統領令、布告、命令、指令、条例またはその他の規則の合憲性、適用または効力に関する事件」を含む、③「裁判所規則により、大法廷による審理が要求されるすべての事件」について、「当該事件の争点の評議に実際に加わった判事で、かつそれに投票した者の過半数の同意により決定されなければならない」（8条4節2項）（傍点筆者）と定める。

従来の憲法では3分の2の多数の同意が求められていた。たとえば、1973年憲法は、「条約、行政協定または法律の合憲性を含むすべての事件は、最高裁判所大法廷において審理および裁判に付されなければならない」、また、条約、行政協定または法律は、「少なくとも10人の判事の同意なしには違憲と宣言されない」と定めた。また、大法廷で取り扱われる事件で違憲判断を示す場合は、少なくとも15人中8人の判事の同意を要するとされた（73年憲法10条2節2項）。そもそも、この最高裁判所の違憲判断に3分の2の多数を要求するルールは1935年憲法にも盛り込まれていた（35年憲法8条10節）。これはアメリカ統治期にフィリピン側がフィリピン人裁

判官の数を増やすため、1930年に最高裁判所の定足数を11から15に増員したのに対して、アメリカ当局がフィリピン最高裁判所を牽制するために規定したものであった (Agabin 1997, 177-178)⁴⁾。この違憲判断を下すための基準の厳格性は、マルコス期の戒厳令下で制定された1973年憲法の効力が争われた事件で、最高裁判所が違憲判決を出すまでには至らなかったことにも影響を及ぼした。その反省が1987年憲法における要件の緩和へとつながり、最高裁判所が積極的に違憲判断を下すことを可能にするひとつの根拠となった (Castro and Pison 1993)。

(3) 令状管轄権

最高裁判所の権限は、憲法8条5節に列挙される (表3-1)。その内容は1973年憲法の規定を踏襲するものも多いが、違憲審査制との関係で注目すべきは、「移送令状、禁止令状、職務執行令状、権限開示令状および人身保護令状の請求に対する第一審管轄権を行使する」(8条5節1項)という規定である⁵⁾。最高裁判所が違憲審査権を行使する事件には、これらの令状に基づき訴えが提起された事件が多くみられる⁶⁾。令状管轄権は、

4) フィリピン大学元法学部長のパシフィコ・アガビン (Pacifco A. Agabin) は、フィリピンの試みは、その後アメリカのルーズベルト大統領が、ニューディール政策を優位に進めるため、アメリカ連邦最高裁判所の定員増を行い、自分に有利な裁判官を送り込んだ「コート・パッキング」(court packing)の先駆けになったとする (Agabin 1997, 177-178)。

5) 1973年憲法5条5節1項もほぼ同じ文言であったが、1935年憲法では8条2節で移送令状と誤審令状 (writ of error) が規定されていた。

6) 裁量上訴 (certiorari) とは、上訴を受理するか否かが上訴を受ける裁判所の完全な裁量にかかる場合をいい、最高裁判所への上訴はこの令状によるのが通常である (田中 1991, 134)。各令状の詳細については以下のとおり。

禁止令状 (writ of prohibition) : 「裁判所または司法的機能を行使する機関がその管轄を超えて行為することを禁止するため」上位裁判所が発給する令状 (田中 1991, 673)。

職務執行令状 (mandamus) : 「法律上ある公的職務を行う義務を負っている者がその職務を行わないときに、その履行を命じる令状」(田中1991, 538)である。

権限開示令状 (quo warrant) : 「いかなる権限によってその職務等を行うかを明らかにすべきことを命じるもの」とされる (田中1991, 693)。

人身保護令状 (habeas corpus) : 「違法な拘束を受けている疑いのある者の身柄を裁判所に提出させる令状」裁判所が合法性を審査し、違法と判断すれば、直ちに拘束を解き、その者を自由にする。(田中1991, 398)。

イギリス法の国王大権に由来するもので、ほかのコモンロー系の国々で司法が積極主義的な司法審査権を行使するための基盤とされてきた。

8条5節に基づき最高裁判所に規則制定権が付与される点は1973年憲法と同様であるが、その対象として、「憲法上の権利の保護および執行」が加えられたことが特徴的である。たとえば、2007年に最高裁判所はアンパーロ令状（Writ of Amparo）規則を導入した。アンパーロは、スペイン、

表3-1 1987年憲法における最高裁判所の権限・管轄権

8条5節 最高裁判所の権限

- 1 大使その他の使節および領事に影響する事件、ならびに移送令状、禁止令状、職務執行令状、権限開示令状および人身保護令状の請求に対する第一審管轄権を行使すること。
- 2 法律または裁判所規則の定めにより、上訴または移送令状に基づき、つぎに掲げる事件における下級裁判所の終局判決および命令の審査、変更、破棄、修正または支持。
 - (a) 条約、国際協定もしくは行政協定、法律、大統領令、布告、命令、指令、条例または規則の合憲性または有効性を争うすべての事件。
 - (b) 租税、賦課金、負担金もしくは通行税またはそれに関連して科せられた罰金の適法性がかかわるすべての事件。
 - (c) 下級裁判所の管轄権を争うすべての事件。
 - (d) 終身刑またはそれより重い刑罰が科せられるすべての刑事事件。
 - (e) 法律の誤りまたは法律問題のみがかかわるすべての事件。
- 3 公益が要求する場合に、下級裁判所の裁判官を他の拠点に臨時に配置すること。ただし、かかる臨時の配置は、当該裁判官の同意なしに6カ月を超えてはならない。
- 4 司法過誤を回避するため、裁判施設または裁判地の変更を命じること。
- 5 憲法上の権利の保護および執行、すべての裁判所における弁論、実務および手続、弁護士登録、統一弁護士会、ならびに社会的弱者への法律扶助にかかわる規則を制定すること。かかる規則は、事件の迅速な処理のための簡易かつ低廉な手続を定め、同一階層のすべての裁判所について統一的であり、ならびに実体的権利を縮小、増大または修正してはならない。特別裁判所および準司法機関の手続は、最高裁判所が不許可とされないかぎり、その効力を有する。
- 6 公務員法に従い、司法府のすべての官吏および被用者を任命すること。

6節 最高裁判所は、すべての裁判所とそのすべての職員に対して、行政監督権を有する

11節 下級裁判所判事に対する懲戒権

(出所) 筆者作成。

ラテンアメリカ諸国で見られるもので、公権力による憲法上の権利の侵害に対する救済手段として、司法審査の範囲を広げるものである⁷⁾。

憲法は、議会在立法により8条5節に列挙される最高裁判所の管轄権を奪うことはできない(8条2節)と定め、議会の立法により骨抜きにされることを防いでいる。なお、1987年憲法ではこのほかにも司法の独立を強化するための制度改革が行われた。この点については第2節で検討する。

1-2 経済条項と違憲審査

(1) 政策的規定

1987年憲法のもとで違憲訴訟が拡大したもうひとつの理由に、1987年憲法の政策的規定の多さがある(Tan 2009, 893-899)。具体的には、2条「原則および国家政策の宣言」、12条「国民経済および国民遺産」、13条「社会正義および人権」、14条「教育、科学技術、芸術、文化およびスポーツ」、15条「家族」など国が従うべき指針やプログラムを定める規定がその多くを占め、それらの規定のなかに新たな権利⁸⁾や司法判断の基準をみつけることが可能である(Tan 2009)。訴訟当事者の視点からみれば、違憲訴訟を提起するために自分の主張の根拠になりそうな規定が憲法のなかに多く存在することになる。

政策やプログラムを定める憲法規定に基づき違憲審査が認められるか否かを判断する場合に鍵となるのが、当該規定が「自力執行的」(self-executive)かどうかという点である(Agabin 1997, 185)。自力執行的な規定は、

7) 最高裁判所のアンパロ令状規則1節は、「公の官吏もしくは被用者または私人もしくは団体の違法な行為または作為により、生命、自由および安全に対する権利を侵害されまたはその脅威を受ける者」に対する救済と定義する(Section 1 of the Rule of Writ of Amparo)。たとえば、国軍・警察が不明者の身柄拘留を否定した場合でも、裁判所は事件に関する捜査、情報の提供、身柄の提出、目撃者の保護を関係者に命令することができる(日下 2017, 59)。

8) たとえば、「オポサ対ファクトラン」事件(Oposa v. Factoran, G.R. No. 101083, July 30, 1993)で、最高裁判所は「均衡的かつ健康的な生態系に対する権利」を認めた。なお、同事件は納税者訴訟として提起されたが、「まだ生まれていない世代」にも原告適格を認めたことでも注目された(Tan 2009, 893)。

それを実現するための特別な立法を必要としない。つまり、当事者は憲法上の権利を直接に裁判所において援用することができる。一方、一般的な原則しか定めていない規定は自力執行的ではないので、それを実施する法律がない場合にはその憲法規定に基づき訴えを提起することができない (Agabin 1997, 185)。自力執行的とされる基準を緩やかに解釈する場合には、違憲訴訟の間口は格段に広がることになる。

違憲判断の根拠とされたことで大きな論争を呼んだのが、いわゆる経済条項と呼ばれる憲法12条「国民経済および国民財産」の諸規定である。後述の判例においては国民経済および国民財産を対象とする権利、特権およびコンセッションを付与する場合、国は、有資格のフィリピン人を優先しなければならない、と定める憲法12条10節2項が援用された。この規定は「フィリピン人優先の原則」(Filipino First Policy)とも呼ばれた。

経済条項は、そもそも第8代大統領のカルロス・ガルシア (Carlos P. Garcia) 政権 (在職1957~1961年) 期に提案された「フィリピン人優先の原則」に由来するもので、これはかつての宗主国アメリカの国益よりも内国民であるフィリピン人の利益を優先することを表明するものであった。国民党 (Nationalista Party) の党首でもあったガルシアは、緊縮財政政策と包摂的な民族主義政策を政権の優先課題として掲げて、自国経済に対する外国の影響を少しでも低減するための方向性を模索した (Bernas 1995)。

1935年憲法は、13条「天然資源の保全および利用」のほかに、2条「原則の宣言」のなかで「社会正義の促進」を盛り込むなど、さまざまな政策理念を憲法のなかに内包していた。1973年憲法は、10条「国民経済および国民国家の家産」を設けたほか、2条「原則の宣言および国家政策」として経済政策・社会政策に関する規定を拡充した。これらの規定を踏襲したうえで、新たな規定を加えた1987年憲法では政策規定はさらに増加した。

民主化後に当たるコラソン・アキノ期とラモス期には、マルコスによる権威主義的体制期に停滞し続けた国家経済を再建するために経済改革の必要性が認識され、行政府主導による自由主義的経済政策が推進された。

この時期の代表的判例には、歴史的建造物であるマニラ・ホテルの株式売却の有効性が争われた1997年「マニラ・プリンス・ホテル対公務員保険

機構」事件⁹⁾、石油産業の規制緩和は外資系企業の市場独占につながり、憲法の独占禁止規定に反するとして争われた1997年「タタッド対エネルギー長官」事件¹⁰⁾、民営化政策の一環として進められたニノイ・アキノ国際空港第3ターミナル建設契約の有効性が争われた2003年5月の「アガンJr.対フィリピン国際空港ターミナル社」事件¹¹⁾などがある(知花2005)。

マッカーサーも滞在した戦後の独立時の象徴ともいえるマニラ・ホテルに関する事件は、コラソン・アキノ政権下において民営化政策の一環として実施された株式の外資系企業への売却が、憲法が定める「フィリピン人優先の原則」に反するか否かが争点となった事例である。当時、マニラ・ホテルの株式は政府の公務員保険機構(Government Civil Service Insurance: GCSI)系企業によって所有されていたが、公開競争入札の結果、マレーシア系企業が第一落札者となった。しかしながら、入札に敗れた企業が「マニラ・ホテルはフィリピンの歴史的建造物に該当し、文化的遺産の生きた証拠としての価値を有するため憲法12条に定める国民財産に該当する」と主張して、外資系企業への株式譲渡はフィリピン人優先の原則を定める憲法に違反すると最高裁判所に訴えた。最高裁判所は、まずマニラ・ホテルが憲法上保護しなければならない国民財産に該当するかどうか検討してそれを認めたくて、マニラ・ホテルの株式譲渡は国民財産に関する権利の譲渡に該当するとして、12条10節により、株式譲渡は無効であると判示した(知花2005, 141-143)。

(2) 原告適格の拡張

フィリピンの違憲審査制は、アメリカの違憲審査制におけるさまざまな判例理論を受容しており、それは憲法規定において明文化されただけでなく、フィリピン最高裁判所の判例のなかでも展開されてきた。前述したと

9) Manila Prince Hotel v. GSIS, G.R. No. 122156, February 3, 1997.

10) Tatad v. Secretary of the Department of Energy, G.R. No. 124360 & 127867, November 5, 1997.

11) Agan, Jr. v. Philippine International Air Terminals Co., Inc., G.R. No. 155001, 155547 & 155661, May 5, 2003.

おり、司法審査の範囲を画定するうえで、司法判断可能性、原告適格、訴えの利益などの要素はフィリピン最高裁判所の実践のなかに取り込まれた。しかしながら、1987年憲法のもとでは原告適格などの要素は広く解釈される傾向が強い。以下ではその例として、納税者たる地位に基づく訴訟と超越的重要性 (transcendental importance) の議論を紹介する (Tan 2009)。

納税者としての原告適格はアメリカ連邦最高裁判所の判決¹²⁾ においても認められるが、フィリピン最高裁判所では違憲審査を広く認める方向で活用されてきた。もっとも当初から積極的に活用したとは言い難い。たとえば、1993年の「マカシアノ対国家住宅局」事件¹³⁾ で原告は納税者としての原告適格を主張したが、裁判所はその有効性を認めず、むしろ、違憲審査が認められるための基本原則を宣明した。本件では、法律の合憲性を裁判所が審査するための不可欠の要件として、①司法判断の余地がある法的権利の紛争を含む現実の事件または争訟 (actual case or controversy) が存在すること、②憲法問題が適格性を有する当事者によって提訴されなければならないこと、③合憲性の問題について訴訟手続の当初に提起しなければならないこと、④憲法問題を法的に解釈することが当該事件の判決に必要であることという基本原則が示され、納税者訴訟として受理することは困難であるとした。

納税者訴訟の対象範囲を拡大したのは、「タタッド対エネルギー長官」事件である (知花 2005, 143-145)。1990年代に入ると、自由主義的経済改革を推進する国際社会からの流れを受けて、フィリピン国内でも規制緩和の必要性が指摘された。規制緩和を含めた経済改革の断行は、政府にとってIMFと締結したスタンプ協定に基づく支援を受けるための条件とされた。その実施のひとつとして、当時のラモス政権は石油産業の規制緩和政策を推進し、関連法案として1996年石油下流産業規制緩和法 (RA8180) が議会を通過して成立した。同法は石油の輸出入の自由化、自動価格設定機能の導入、石油税の再編などについて定めたものであった。ラモスは、

12) アメリカにおける原告適格と納税者訴訟については、松井 (2012, 174-187) を参照。

13) *Macasiano v. National Housing Authority*, G.R. No. 107921, July 1, 1993.

1996年石油下流産業規制緩和法の実施細則に当たる行政命令377号（EO377, 1996）を公布して石油産業の全面的な規制緩和を試みた。しかしながら、こうした政府方針に対して、石油産業保護の立場に立つ議員からは強い反対意見が寄せられた。反対派の議員らは、本法および関連行政命令の施行は、既存の大手外資系会社による産業の独占化を招くおそれがあり、「国は公共の利益が必要とする場合は、市場の独占を規制または禁止する」と定める憲法12条19節に抵触するのではないかと主張して、最高裁判所に提訴した。

その際、石油産業保護を支持する反対派の議員らは、納税者の資格で提訴した。訴状を受理した最高裁判所は、まず、納税者の資格で提訴した議員らに訴えの利益はあるのかという点を検討した。そして、本件は広く公益にかかわる事件であるとして、議員が納税者の資格で提訴することを認めた。つぎに、司法は憲法の番人としての役割を担うことを再確認し、行政府による裁量権濫用のおそれがある場合に、その裁量権逸脱の有無を判断することは裁判所の義務であるとの見解を示した。さらに、経済分野には疎い法律の専門家の裁判官が国家レベルの経済政策に対して司法判断を示すことに対する疑義についてふれ、本来、法律の内容は立法府での議論に付されるべきものであるが、法律の合憲性については司法権に基づき解釈するとして、争点とされた石油産業関連法の有効性についても司法判断の対象に含まれるとした。最終的に、本判決は11名中6名の判事の賛成を得て違憲と判断された。2005年に最高裁長官に就任することになるアーテミオ・バガニバン判事（Artemio V. Panganiban）など反対票を投じた判事たちは、少数意見として裁判所が経済政策に対して司法判断を下す行為は司法権の範囲を超えており、政治問題についてはやはり立法府の裁量に任せたほうが賢明なのではないかとの個別意見を残した。

この判決を受けたラモスは、違憲と判断された条項を速やかに改正した「1998年石油下流産業規制緩和法」（RA8479）を成立させ、石油産業の規制緩和政策を推進した。

本件は、立法府で審議を尽くされて成立したはずの法律の内容を不服とした議員が、その法律の有効性について裁判所に納税者の資格に基づき提

訴することを認めた事例としても注目を集めた。この判例によって原告適格の範囲をより広くとらえることが認められ、裁判所が受理し得る訴訟の間口を広く設定することが可能となった。納税者たる地位に基づく訴訟はその後も認められ、同様の事例に、「北コタバト州対政府和平交渉団」事件（第4章参照）¹⁴⁾がある。

一般に、アメリカ型の違憲審査制では、具体的な訴訟に付随して司法判断が示されるのが前提となる。それゆえ、原告は当該裁判を争う場合に原告適格ないしは訴えの利益を有することが要求される。ある法律が違憲だと思っても、提訴者に自らの法的な権利・利益がないかぎり、違憲訴訟を提起することができないのが通例である。フィリピン最高裁判所は、納税者たる地位に基づく訴訟を広げることで、公益性をもった訴訟を広く認める余地を生み出した。原告適格の拡張については、以下の点に留意が必要である。第1に、原告適格などの要素を緩やかに解釈することで訴訟の間口を広げたとしても、本案（メリット）では原告の主張を棄却する事例もあることである。第2に、納税者訴訟は私人に広く訴えの利益を認め得るものであるが、それだけでなく上院議員や野党議員が政府の政策や立法を争うために活用することがしばしば起きた。

後者の点については、大陸法型の憲法裁判所における抽象的規範統制との類似性をみることができる。フランス、ドイツなどの欧州大陸法諸国における憲法裁判所は、通常裁判所が違憲審査を行うアメリカや日本とは異なり、具体的な事件とは関係なしに、議会で可決された公布前の法律案の合憲性を審査する抽象的規範統制を行う権限を有する。また、大陸法型の憲法裁判所においては、議会の少数派が法律案の段階で憲法裁判所に提訴してその合憲性を争い、ときには違憲として無効とすることができる。この意味においても、憲法裁判所は第三院的機能を果たすとの指摘がある（Sweet 2000）。フィリピンにおける議員によって可決された法律に対する違憲訴訟の提起は、大陸法型の憲法裁判所と類似するといえよう。

14) Province of North Cotabato v. Government of the Republic of the Philippines Peace Panel, G.R. No. 183591, 183752 & 183893, October 14, 2008.

第2節 司法の独立と最高裁判所長官の弾劾

2-1 司法の独立と裁判官の任命

1987年憲法の司法の独立に関する規定はどのような特徴をもっているであろうか。まず注目すべきは、憲法が、司法の独立を確保するため、議会による立法権の行使に一定の制約を課す点である。第1に、議会は、各裁判所の管轄権の明確化、規定および配分を行う権限を有するが、上述のように8条5節に列挙される最高裁判所の管轄権を奪う立法行為は行えない(8条2節)。第2に、立法府は裁判官の身分保障を害する司法府改組法を制定してはならない(8条2節)。第3に、財政自律権を享受する司法府に対して、立法府が前年度に配分された額を下回る歳出予算を割り当てることが禁止される。この場合承認された予算は、自動的かつ定期的に配賦されなければならない(8条3節)。また、裁判官の身分保障としては、最高裁判所判事および下級裁判所の裁判官は、その行状が良好であるかぎり、70歳に達するか、またはその職務の遂行が不可能になるまで在任する(8条11節)。

司法の独立を確保するうえで、裁判官の選任においても、民主的統制と司法の独立を調整するための制度設計が必要となる。1987年憲法においても裁判官の任命は大統領の権限とされるが、判事の選任において司法法曹評議会(Judicial and Bar Council: JBC)を関与させることで大統領の裁量が狭められている。司法法曹評議会は、職務上の議長たる最高裁判所長官、職務上の委員を務める司法長官(secretary of justice)、議会の代表1人、統一弁護士会の代表1人、法学教授1人、退職した最高裁判所判事1人、民間部門の代表1人で構成され、最高裁判所の監督のもとにおかれる(8条8節1項)。

司法法曹評議会は最高裁判所判事に欠員が生じると、少なくとも3名以上の候補者からなる任命名簿を速やかに作成する義務を負い、この名簿に基づき新判事が選ばれる。大統領による任命は議会や任命委員会の事後承認などを要するものではなく、大統領が単独で行える¹⁵⁾(8条9節)。

フィリピンの法曹制度はアメリカ法をモデルとしており、いわゆる法曹一元制度を採用するため、裁判官は弁護士会（bar association）に登録する法曹のなかから選任される。メリットシステムをとる日本の裁判所では、いったん裁判官になると裁判所のなかで昇進し、さまざまな裁判所を異動していくことが基本となる。これに対して、フィリピンでは基本的にそれぞれの裁判所のポストについて個別に任命が行われ、一度、判事職についたとしてもそのまま昇進していくわけではない。

最高裁判所判事の資格要件としては、生来のフィリピン国民であること、40歳以上であること、フィリピン国内において15年以上判事職または法律実務についていたことが求められる（8条7節1項）。こうした適切な能力を有することに加えて、人格面においても、誠実、廉潔かつ独立した者であることも重視される。最高裁判所判事は、定年（年齢70歳）または執務に耐えないと判断される特段の理由がないかぎり罷免されず、その身分は憲法上保障される¹⁵⁾。

最高裁判所判事の罷免は弾劾手続によることになる。判事は憲法の有責的違反反逆罪、贈収賄、汚職その他の重大犯罪にかかわった場合、または公的信託に対する背信行為を行った場合に弾劾の対象となり、有罪判決を受けた場合は免職される可能性がある（11条2節。弾劾裁判制度については本書第1章参照）。後述するように、アキノⅢ政権下、史上初の最高裁判所長官の弾劾による罷免が成立しており、続くロドリゴ・ドゥテルテ政権下でも最高裁判所長官の任命資格が問われ、その就任を無効とする裁判が行われた。

憲法は、裁判官がほかの準司法的または行政権限を行使する機関に任命されないとして兼業禁止を明確にする（8条12節）。ただし、最高裁判所は、公益上必要な場合にかぎり、下級裁判所判事を臨時的にほかの拠点に割り当てさせることができる。この期間は派遣される判事の同意がないか

15) 最高裁判所長官および陪席裁判官の任命は、重要裁判の遅滞を回避するためにも、欠員が生じた日から90日以内に行われなければならない（憲法8条4節1項）。

16) 下級裁判所の裁判官については、最高裁判所大法廷において投票者の過半数の一致で懲罰を科し、罷免することができる（8条11節）。

ぎりは6カ月を超えてはならない（8条5節3項）。この規定から、裁判官は個々のポストごとに任命されるという制度上の特徴を前提とすることがわかる。

受け取る報酬の不十分さから、下級裁判所はつねに人員不足に悩まされる傾向にある。訴訟が受理されてもまだ担当裁判官が任命されていない、といった状況に対応する必要から、下級裁判所の裁判官については一定期間ほかの裁判所での勤務が認められる必要がある（8条5節3項）。

2-2 「アロヨ・コート」

1987年憲法においては、上述のような司法の独立と裁判官の身分を保障するための制度が整備された。最高裁判所の長官および陪席裁判官は大統領によって任命されるが、上述したとおり、その範囲は司法法曹評議会が推薦する候補者に限定され、裁判官任命における大統領の裁量は大きく制限されることになった。しかしながら、この制度は大統領の意向が裁判官人事に反映することを完全に排除したわけではない。むしろ、そうしたなかでも最高裁判所人事は、時の政権の方向性を示唆する指針のひとつとされてきた。1986年以降、コラソン・アキノ政権期に7人、ラモス政権期に14人、エストラダ政権期に6人（このうち半数が女性）、アロヨ政権期に14人（Gatmaytan 2017, 64）、アキノⅢ政権期に4人、ドゥテルテ政権期に5人の最高裁判事が任命された（2018年10月現在、空席ポスト1）。現在、14人から構成される最高裁長官および判事のうち、2019年には5人、2020年にはさらに2人の判事が定年を迎える。このため、ドゥテルテにはこれから新たに8人の判事を任命する機会があり、2022年6月の任期終了時には最高13名の最高裁判事を任命することになる。

エドサ革命後に、コラソン・アキノが初めて行ったのは、中央および地方における政府内の人事の刷新を図ることであった。具体的には、就任直後に布告1号を公布し、前大統領によって任命されたすべての公務員に対して辞表の提出を命じた。裁判所も例外ではなく、最高裁判所長官をはじめ、最高裁判所判事が全員辞職した。

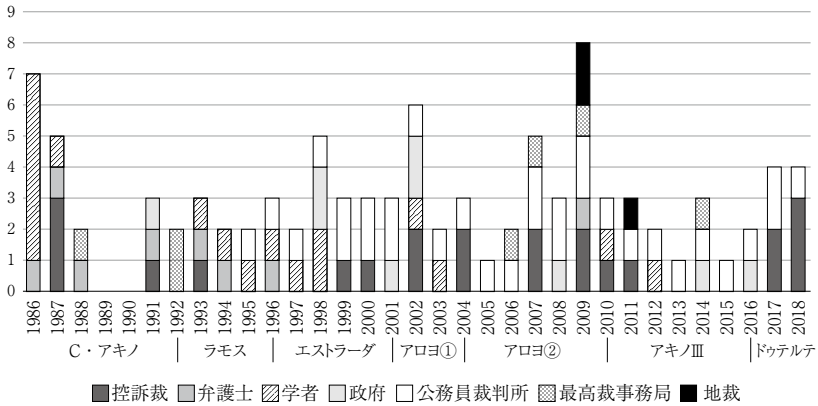
コラソン・アキノ政権下の最高裁判所人事は、元最高裁判所長官1名、

元最高裁判所判事2名、当時の司法長官、前最高裁判所判事1名から構成される任命委員会を中心に進められた。コラソン・アキノは、同委員会によって推薦された候補者のなかからクラウディオ・ティーハンキーを最高裁判所長官に任命した。ティーハンキーは、マルコス権威主義的政権下で司法長官を経験した後、1968年に最高裁判所判事に任命された人物であった。ティーハンキーは、1972年の戒厳令施行以降、最高裁判所がマルコス政権に有利な判決を繰り返すなかで、反対票を投じ続けた人物である。それまで最高裁判所には在任年数が最も長い判事が長官に昇格する年功序列的な慣例があったが、マルコス不支持の投票行動をとったティーハンキーに対しては、長官就任の機会が2度あったにもかかわらず、いずれも見送られてきた。このような経緯から、ティーハンキーの最高裁判所長官への任命を歓迎する声は少なくなかった。1986年の最高裁判所人事で、アバド・サントス (Abado Santos)、アメウルフィナ・ヘレラ (Ameurfina Melencio-Herrera)、ネスター・アランパイ (Nestor B. Arampay)、ヒューゴ・ギテレス (Hugo E. Guterrez, Jr.) といったマルコス政権末期に最高裁判所判事を務めていた面々が再任されたのも同様の理由によるものであった。

また、コラソン・アキノ政権の後継に当たるラモスが任命した最高裁判所判事は法律学者1人、民間からの登用2人を除く12名が最高裁判所判事、控訴裁判所首席判事、最高裁判所行政官の経験者で、いわゆる司法キャリアを中心に人事が進められた (図3-2)。エストラダの場合はその在任期間が約2年半と短期間であったため、6名の最高裁判事しか任命できなかったが、ラモスによる新判事が全員男性であったのに対して、エストラダは6人のうち5人が司法キャリアで、3人が女性で占められていたことが特徴的である (Gatmaytan 2017, 66)。

このような人事の傾向に若干の変化がみられるようになったのは、2001年1月から2010年6月まで9年5カ月にわたるアロヨ政権期である。アロヨは、司法キャリアに加えて大統領法律顧問経験者や自身の首席補佐官を経験した者なども積極的に登用した。最終的にアロヨは15人中14人の最高裁判所判事を任命するに至り、最高裁判所はもはや「アロヨ・コート」と呼ばれても過言ではないと揶揄されるほどであった。

図3-2 最高裁判所裁判官の任命数の推移とおもな職歴



(出所) 各種資料より筆者作成。

2-3 最高裁判所長官の弾劾事件

裁判官はいったん任じられると身分保障が認められる。このため、任命権者である大統領であっても、裁判官を恣意的に解任することはできない。憲法は、特定の裁判官を罷免するための手段として弾劾裁判制度を設けており、アロヨの退任後は、弾劾裁判を通じて最高裁判所長官を罷免に追い込む事例がみられるようになった。2012年5月29日、大統領と司法府の対立は、レナト・コロナ最高裁判所長官に対する弾劾事件として顕在化した。これはフィリピンにおいて、最高裁判所長官に対する弾劾が初めて認められた事例となった¹⁷⁾。以下、コロナ長官罷免に至るまでの政治過程を検討しよう。

2010年5月、2期務めたアロヨの後継を決する総選挙を目前に、レイナト・プノ (Reynato S. Puno) 最高裁判所長官が定年を迎えて退官した。その後任として任命されたのが、アロヨ政権下で大統領首席補佐官を1年5カ月間務めたコロナ最高裁判所判事であった。コロナへの長官の任命はアロヨの任期満了の直前であったため、世論の注目を集めた。この人事の背景には、アロヨが大統領としての任期終了後、自分に対してもエストラダ前大統領と同様の処遇がなされ、有罪判決を受ける可能性があることを

危惧したという事情があった¹⁸⁾。予定外の政権交代により大統領に昇格したアロヨは、自分の政権の正統性を強調するため、徹底的にエストラダの汚職疑惑を追及した。裁判は2007年9月まで続き、エストラダには終身刑の判決が出された。同年10月、大統領恩赦により公務員裁判所（サンディガンバヤン）はエストラダに釈放命令を出したが、退任後から6年余りのあいだ、エストラダが収監状態におかれたことに変わりはない。

歴代大統領のうちで最も低い支持率を記録したアロヨには、2004年大統領選挙結果の不正操作疑惑に加えて、親族による汚職疑惑などさまざまな政治スキャンダルがあった。そのため、任期終了後のアロヨの去就が注目されたが、2010年5月の総選挙で下院選挙に出馬したアロヨは、パンパンガ州第2区の下院議員として当選し議席を得た。議員には不逮捕特権が付与されるため、現役の政治家として政界にとどまることでエストラダが受けたような処遇を避けようとしたのである¹⁹⁾。

2010年総選挙を経て、第16代フィリピン大統領に就任したのは自由党公認候補のアキノⅢであった。アロヨ政権による腐敗の一掃を公約に掲げて当選したアキノⅢにとって、アロヨ寄りの判事で固められた最高裁判所は政治家の汚職問題を解決するうえで不利となった。アキノⅢは、就任直後に行政命令1号（EO1, 2010）を公布して、公務員の汚職撲滅を目的とする真実究明委員会（委員長はダビデ元最高裁判所長官）を設置した。同委員会にはアロヨの汚職追及にかかわる証拠の収集や評価、証人の確保、調査報

-
- 17) 最高裁判所長官に対する弾劾手続が発議された事例はそれまでも存在した。2003年、下院で当時のダビデ最高裁長官に対する弾劾が発議され、この事例では、弾劾発議自体が違憲である可能性があるなら、弾劾訴状の正当性を問うことができるとの判決が示された（「フランシスコ対下院」事件 *Francisco v. House of Representatives*, G.R. No. 160261, 160262 & 160263, November 10, 2003）。最終的にダビデに対する弾劾発議は「弾劾手続は、同一の官吏に対して、1年の期間内に1回を超えて開始されない」とする憲法の規定（11条3節5項）によって棄却された（Gatmaytan 2017, 217）。
- 18) 有罪判決が出た後、アロヨはエストラダに対して恩赦を付与したが、これも支持率低下への対策を含め、将来的な自分の去就を考えてのことだとされた。
- 19) 2018年現在、アロヨはパンパンガ州第2区選出の下院議員として3期目を迎え、下院議長を務めている。

告書の作成・提出、および訴追の勧告に関する職権が与えられた。しかし、最高裁判所は、「政府機関の新設は立法府固有の権限に該当する」として大統領による同委員会の設置は違憲と判断した。また、最高裁判所は、同委員会の権能は政府高官による汚職追及を担当するオンブズマンの権限に抵触するとして、対象者をアロヨ政権関係者に限定する調査は法の下における平等を侵害するとした。アロヨに関しては、身の安全を確保するために海外に逃亡する可能性があるとも言われていた。そのため、司法省は命令422号を発令してアロヨの出国に制限をかけたが、最高裁判所はこの命令にも一方的緊急差止命令（Temporary Restraining Order: TRO）を出して無効とした。

こうして大統領府と最高裁判所の不協和音が顕在化するなか、下院がコロナに対する弾劾を発議した。その根拠は、コロナの個人資産の虚偽申告を中心とするもので、具体的には、240万ドルの外貨預金の存在が争点とされた。フィリピンでは公職につく者には個人資産状況に関する報告書を毎年提出する義務が課されるが、弾劾発議書では、コロナに加えて家族の銀行口座情報も開示請求の対象に含まれた。

コロナに対する弾劾発議は、「大統領府・議会」対「司法府」という構図を明確にした。コロナを支持する約2万5000人の裁判所職員は、この弾劾裁判は、大統領による司法府と憲法に対する攻撃に当たるとして上院前で反対デモを行った²⁰⁾。

一方、下院議員によって構成される検察団は、コロナの非公表の資産報告を資産隠しとみなし、憲法が定める司法府の構成員としての能力・廉潔さ・独立性に欠けるとして違憲性を指摘した²¹⁾。この弾劾裁判では、オンブズマンのコンチタ・カルピオ・モラレス（Conchita Carpio-Morales）も証人として召喚された。公務員犯罪の捜査権を有するオンブズマンが、弾劾裁判とは別にコロナの不正蓄財疑惑を捜査中であったからである。モラレスの証言を通して、コロナ名義の預金口座に総額1000万ドルを超える資産があることが判明し、裁判の争点はコロナが提出した資産・負債・純資産報告（SALN）に未記載の預金があるか否かという点に絞られた。オンブズマンの捜査報告書は証拠として弾劾裁判の場に提出された。

コロナが証人喚問のために初めて弾劾裁判所に出廷したのは、裁判が開始されてから40日目であった。冒頭で2時間半にわたり陳述書を読み上げたコロナは、弾劾理由にある資産の一部の保有は認めるが、それはすべて資産報告書に記載済みであること、また、訴状に挙げられる資産のすべてに報告義務が課されているわけではないことを挙げ、意図的な資産隠しを否定して無罪を主張した。同時に、コロナは自分を訴追するのであれば、弾劾裁判に参加するすべての議員も同様に資産を公表する義務があるとして、議員が資産公表に応じないのであれば裁判自体を回避するという姿勢をみせた。最後まで無罪を主張し続けたコロナであったが、最終的には陪審員に当たる上院議員23人のうち議長を含む20人が有罪との評決を下した。これにより、フィリピン史上初めて最高裁判所長官の罷免が弾劾によって成立し、本来であれば2018年10月まであるはずだった在任期間を6年以上残して、コロナは最高裁判所を去ることになった。

コロナの後任には、アロヨによる駆け込み任命の合憲性が問われた裁判で、唯一反対票を投じたマリア・ローデス・セレノ最高裁判所判事が任命された。女性初の最高裁判所長官となったセレノは、1960年生まれと若く、その在任期間は定年を迎える2030年まで続くことが見込まれた。この人事により、アロヨが9年半の任期中に任命してきた判事のほとんどにとっ

-
- 20) コロナは、自身に対する弾劾発議が大統領および与党主導によって敢行される背景には、アキノ一族が所有する農園の農地分配訴訟に関する最高裁判決に対する意趣返しがある、と反論した。アキノⅢの母の故コラソン・アキノの実家が所有するルイシタ農園は、2011年11月の最高裁判決により、地主として全農地を受益農民に分配し、転用済みの元農地の売却金を農民に支払う義務を課された（「ハシエンダ・ルイシタ社対大統領農地改革評議会」事件 *Hacienda Luisita, Inc. v. Presidential Agrarian Reform Council*, G.R. No. 171101, November 22, 2011）。
- 21) この弾劾発議は、憲法11条2節「大統領、副大統領、最高裁判所判事、憲法上の委員会委員、オンブズマンは憲法の有責的違反、違憲行為または反逆、贈賄、汚職その他の重大犯罪、または国民の信頼を裏切る行為に問われた弾劾裁判で有罪となった場合には罷免される」および11条17節「公務員は就任時とその後、法律の定めるところに従って、資産・負債・純資産報告（SALN）を提出しなければならない。とくに大統領、副大統領、閣僚、議員、最高裁判所判事、憲法上の委員会委員、国軍将官のSALNは法律の規定によって公開の対象となる」という規定を根拠に出されたものであった。

て、在任中の長官昇進の可能性が断たれることになった²²⁾。

しかしながら皮肉なことに、現在のドゥテルテ政権下でセレノ最高裁判所長官に対する弾劾が争点となった。セレノは、ドゥテルテが主導する超法規的な違法薬物撲滅政策や、長期にわたるミンダナオ地方全域への戒厳令布告に対して批判的な発言をしていたため、大統領とのあいだに対立関係が生じていた。ドゥテルテは、セレノを議会による弾劾裁判と長官としての任命無効を裁判所に申し立てるという2つの方法を用いて罷免に追い込もうとし、最終的には後者の方法が採用された。2018年5月、ホセ・カリダ (Jose Calida) 訴訟長官 (solicitor general) がセレノ最高裁判所長官の任命資格を問う訴訟を最高裁判所に提起し、最高裁判所は大法廷にて8対6で、セレノの最高裁判所長官としての任命は無効であると判断した。このセレノの長官任命を遡って無効とする判決を受けて、ドゥテルテは2018年8月にテレシタ・レオナルド・デ・カストロ (Teresita Leonard de Castro) 最高裁判所判事を新長官に任命した。しかし、高齢のデ・カストロは任命後2カ月で定年を迎えたことから、フィリピン統一弁護士会 (Integrated Bar of the Philippines: IBP) や民衆弁護士全国組合 (National Union of Peoples' Lawyers: NUPL) はこの人事に対して難色を示しており、カトリック司教協議会 (Catholic Bishops' Conference of Philippines: CBCP) も、ドゥテルテが自己利益のために最高裁判所の内部対立を利用して、政権に対して批判的な発言をしたセレノを解任に追い込んだのではないかとの見方を示した。

おわりに

本章では、フィリピンにおける政治の司法化について考察した。1986年のエドサ革命以降、最高裁判所は政権の正統性を担保する存在として重用

22) フィリピン政治の司法化について分析した日下 (2017) は、フィリピンの裁判官の独立性の弱さゆえに多様な政治アクターの干渉を受けることが、逆説的ではあるが、司法の積極主義を可能とならしめる、という見方を提示する。

されてきた。民主化後に革命政権として位置づけられたコラソン・アキノ政権や、エストラダの辞任により急遽大統領職に昇格したアロヨ政権が発足した際の大統領就任式では、宣誓の際に必ず最高裁判所長官が立ち会い、政権の正統性を保障する立場をとった。これは市民が、権力闘争を繰り返す議会とはちがう、何らかの「清廉潔白さ」を裁判所に見出そうとする期待感によるのかもしれない。

これまでみてきたとおり、1987年憲法のもとで最高裁判所による積極的な違憲審査権の行使は、政治過程や政策形成に大きな影響を与えてきた。本章では、司法積極主義のひとつの源泉を、マルコス権威主義体制の反省に基づき起草された1987年憲法に埋め込まれた理念や制度設計からたどってきた。この約30年を振り返ると、1987年憲法起草者が期待する憲法の番人としての役目を最高裁判所は十分に果たしてきたし、最高裁判所のいう「リベラルな解釈」による手続的制約の縮小など、新たな判例理論の形成によってさらにその射程は拡大しつつあるようにみえる。そして、本章で検討した経済条項のように、憲法に盛り込まれたさまざまな規定が違憲審査の基準を提供してきた。

司法判決は最終的な効力を持ち、一度無効判決を受けるとそれを覆すことはできない。そのため、裁判所の違憲判決が社会に与える影響は大きく、司法府の影響力増大は、それに対抗する政治の領域において強い反応を呼び起こしてきた。本章で示したように、1987年憲法は司法の独立を強化するための規定を整備したが、裁判官の人事に関して、メリットシステムをとらないフィリピンの司法には、裁判官任命過程が政治化する可能性が残される。アロヨ政権末期の駆け込み任命によりコロナ最高裁判所長官を任命した人事は、大統領がその職から退いた後も、自らの支配力を温存するために司法府を利用しようとしたものであるととらえられた。アキノⅢ政権以降の最高裁判所長官の弾劾、さらにドゥテルテ政権におけるセレンオ長官の訴追といった一連の動きをみても明らかなように、フィリピンにおける司法と政治とのあいだの強い緊張関係は今後も続くであろう。

